

〔従来型個室利用の場合〕（看護体制加算Ⅰ2・Ⅱ2 ・精神科医療養指導加算・

日常生活継続支援加算Ⅰ・口腔衛生管理加算Ⅰ・

認知症チームケア推進加算Ⅱ・協力医療機関連携加算Ⅰ・

科学的介護推進体制加算Ⅱ・高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ・

介護職員等処遇改善加算Ⅰを含む)

1. ご契約者の要介護度と サービス利用料金 10割（全額）	要介護度 1 11,738円	要介護度 2 12,584円	要介護度 3 13,485円	要介護度 4 14,332円	要介護度 5 15,179円
2. うち、介護保険から給 付される金額9割	10,563円	11,324円	12,135円	12,898円	13,660円
3. サービス利用に係る 自己負担額1割（1－2）	1,175円	1,260円	1,350円	1,434円	1,519円
4. 居室に係る自己負担額	1,231円				
5. 食事に係る自己負担額	1,700円（朝：340円 昼：710円 夕：650円）				
6. 自己負担額合計 （3＋4＋5）	4,106円	4,191円	4,281円	4,365円	4,450円

1. ご契約者の要介護度と サービス利用料金 10割（全額）	要介護度 1 11,738 円	要介護度 2 12,584 円	要介護度 3 13,485 円	要介護度 4 14,332 円	要介護度 5 15,179 円
2. うち、介護保険から給 付される金額8割	9,389 円	10,066 円	10,787 円	11,465 円	12,142 円
3. サービス利用に係る 自己負担額2割（1－2）	2,349 円	2,518 円	2,698 円	2,867 円	3,037 円
4. 居室に係る自己負担額	1,231 円				
5. 食事に係る自己負担額	1,700 円（朝：340 円 昼：710 円 夕：650 円）				
6. 自己負担額合計 （3＋4＋5）	5,280 円	5,449 円	5,629 円	5,798 円	5,968 円

(3 割負担)

1. ご契約者の要介護度と サービス利用料金 10割（全額）	要介護度 1 11,738 円	要介護度 2 12,584 円	要介護度 3 13,485 円	要介護度 4 14,332 円	要介護度 5 15,179 円
2. うち、介護保険から給 付される金額 7 割	7,488 円	8,080 円	8,711 円	9,304 円	9,896 円
3. サービス利用に係る 自己負担額 3 割（1－2）	3,522 円	3,776 円	4,046 円	4,300 円	4,555 円
4. 居室に係る自己負担額	1,231 円				
5. 食事に係る自己負担額	1,700 円（朝：340 円 昼：710 円 夕：650 円）				
6. 自己負担額合計 （3＋4＋5）	6,453 円	6,707 円	6,977 円	7,231 円	7,486 円

[多床室利用の場合] (看護体制加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・精神科医療養指導加算・
夜勤職員配置加算Ⅰ・栄養マネジメント強化加算・
日常生活継続支援加算Ⅰ・口腔衛生管理加算Ⅰ・
認知症チームケア推進加算Ⅱ・協力医療機関連携加算Ⅰ・
科学的介護推進体制加算Ⅱ・高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ・
介護職員等処遇改善加算Ⅰを含む)

(1 割負担)

1. ご契約者の要介護度と サービス利用料金 10割(全額)	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	11,738 円	12,584 円	13,485 円	14,332 円	15,179 円
2. うち、介護保険から給 付される金額9割	10,563 円	11,324 円	12,135 円	12,898 円	13,660 円
3. サービス利用に係る 自己負担額1割(1-2)	1,175 円	1,260 円	1,350 円	1,434 円	1,519 円
4. 居室に係る自己負担額	915 円				
5. 食事に係る自己負担額	1,700 円(朝:340 円 昼:710 円 夕:650 円)				
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	3,790 円	3,875 円	3,965 円	4,049 円	4,134 円

(2 割負担)

1. ご契約者の要介護度と サービス利用料金 10割(全額)	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	11,738 円	12,584 円	13,485 円	14,332 円	15,179 円
2. うち、介護保険から給 付される金額8割	9,389 円	10,066 円	10,787 円	11,465 円	12,142 円
3. サービス利用に係る 自己負担額2割(1-2)	2,349 円	2,518 円	2,698 円	2,867 円	3,037 円
4. 居室に係る自己負担額	915 円				
5. 食事に係る自己負担額	1,700 円(朝:340 円 昼:710 円 夕:650 円)				
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	4,964 円	5,133 円	5,313 円	5,482 円	5,287 円

(3 割負担)

1. ご契約者の要介護度と サービス利用料金 10割（全額）	要介護度 1 11,738 円	要介護度 2 12,584 円	要介護度 3 13,485 円	要介護度 4 14,332 円	要介護度 5 15,179 円
2. うち、介護保険から給 付される金額7割	7,488 円	8,080 円	8,711 円	9,304 円	9,896 円
3. サービス利用に係る 自己負担額3割（1－2）	3,522 円	3,776 円	4,046 円	4,300 円	4,555 円
4. 居室に係る自己負担額	915 円				
5. 食事に係る自己負担額	1,700 円（朝：340 円 昼：710 円 夕：650 円）				
6. 自己負担額合計 （3＋4＋5）	6,137 円	6,391 円	6,661 円	6,915 円	7,170 円

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（利用料に含まれる加算）

① 看護体制加算Ⅰ 2 4 円/日（9 円/日：2 割 13 円/日：3 割）

看護体制加算Ⅱ 2 9 円/日（17 円/日：2 割 26 円/日：3 割）

入所者の重度化傾向（要介護度の重度化・医療ニーズの増大）に対応するため、常勤看護師を1名以上配置し、24時間の連絡体制・健康管理体制を確保している場合。

② 精神科医療養指導加算 5 円/日（11 円/日：2 割 16 円/日：3 割）

認知症の症状の入所者が全入所者の1/3以上を占め、かつ、精神科を担当する医師が月2回以上、定期的に療養指導を行った場合。

③ 夜勤職員配置加算Ⅰ 2 14 円/日（28 円/日：2 割 42 円/日：3 割）

夜勤を行う職員の数が最低基準を一人以上上回っている場合。

④ 栄養マネジメント強化加算 12 円/日（24 円/日：2 割 35 円/日：3 割）

栄養士又は管理栄養士を1名以上配置し、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

⑤ 療養食加算 6 円/1 食（13 円/1 食：2 割 19 円/1 食：3 割）

入所者の身体状況等にあわせ療養食を提供した場合。

⑥ 初期加算 32 円/日（64 円/日：2 割 97 円/日：3 割）

入所日から30日以内の期間。（又、30日以上入院後再入居した場合も同様）

⑦ 看取り介護加算Ⅱ

死亡日以前31日以上～45日以下：78 円/日（155 円/日：2 割 232 円/日：3 割）

死亡日以前4日以上～30日以下：154 円/日（309 円/日：2 割 463 円/日：3 割）

死亡日以前2日または3日：837 円/日（1673 円/日：2 割 2509 円/日：3 割）

死亡日：1694 円/日（3388 円：2 割 5082 円：3 割）

人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン等の内容に沿った取組を行う。また、施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努める。

⑧ 日常生活継続支援加算Ⅰ 39 円（77 円：2 割 116 円：3 割）

職員の有資格状況・常勤率・継続年数及び新入居者の要介護度が4・5の人数割合が7割以上により算定。

サービス提供体制強化加算Ⅱ（日常生活継続支援加算Ⅰを算定しない場合）

19 円/日（39 円：2 割 58 円：3 割）

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 60%以上。

- ⑨ 口腔衛生管理加算（Ⅰ） 96 円/月（193 円/月：2 割 289 円/月：3 割）

（Ⅰ）歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年 2 回以上実施する。

- ⑩ 経口移行加算 30 円/日（60 円/日：2 割 90 円/日：3 割）

経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合。

- ⑪ 経口維持加算Ⅰ 429 円/月（868 円/月：2 割 1286 円/月：3 割）

経口維持加算Ⅱ 107 円/月（214 円/月：2 割 322 円/月：3 割）

摂食障害がある方の経口摂取を維持する為の栄養管理を実施した場合。

- ⑫ 配置医師緊急時対応加算

1（配置医師 勤務時間外）1 回 349 円（697 円：2 割 1046 円：3 割）

2（早朝・夜間）1 回 697 円（1394 円：2 割 2090 円：3 割）

3（深夜）1 回 1394 円（2787 円：2 割 4181 円：3 割）

配置医師が早朝・夜間又は深夜に施設において入居者の診療を行なった場合。

- ⑬ 再入所時栄養連携加算 1 回 214 円（429 円：2 割 643 円：3 割）

医療機関の入院から再入所後の栄養管理について医療機関の管理栄養士と相談し、栄養ケア計画を作成した場合。

- ⑭ 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）54 円/月（107 円/月：2 割 161 円/月：3 割）

入所者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報に加えて疾病の情報等を厚生労働省に提出した場合。

- ⑮ 安全対策体制加算 21 円/入所時初回のみ 1 回（43 円：2 割 64 円：3 割）

外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。

- ⑯ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）6 円/月（11 円/月：2 割 16 円/月：3 割）

診療報酬の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を 3 年に 1 回以上受けている場合。

- ⑰ 認知症チームケア推進加算（Ⅱ）129 円/月（258 円/月：2 割 386 円/月：3 割）

入所者の認知の状態に応じた正しいケアを提供するため、医療と介護が連携し、多方面がチームを組んで認知症ケアに取り組む体制を評価するもの。

- ⑱ 協力医療機関連携加算（Ⅰ）54 円/月（108 円/月：2 割 161 円/月：3 割）

協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、入所者または入居者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催することを評価する

- ⑲ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ 所定単位×14/100

介護職員の処遇の改善を行った場合。

② 外泊時費用

ご契約者が、入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく利用料金は、下記の通りです。（契約書第 18 条、第 21 条参照）（算定は月に 6 日を限度とする）

(1 割負担)

1. サービス利用料金	2,637 円	
2. うち、介護保険から給付される金額 (9 割)	2,373 円	
3. 居室に係る自己負担額 (多床室・個室)	多床室 915 円	従来型個室 1,231 円
4. 自己負担額 (1 - 2 + 3) (多床室・個室)	多床室 1,179 円	従来型個室 1,495 円

(2 割負担)

1. サービス利用料金	2,637 円	
2. うち、介護保険から給付される金額 (8 割)	2,110 円	
3. 居室に係る自己負担額 (多床室・個室)	多床室 915 円	従来型個室 1,231 円
4. 自己負担額 (1 - 2 + 3) (多床室・個室)	多床室 1,442 円	従来型個室 1,758 円

(3 割負担)

1. サービス利用料金	2,637 円	
2. うち、介護保険から給付される金額 (7 割)	1,846 円	
3. 居室に係る自己負担額 (多床室・個室)	多床室 915 円	従来型個室 1,231 円
4. 自己負担額 (1 - 2 + 3) (多床室・個室)	多床室 1,706 円	従来型個室 2,022 円

□当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用の居住費・食費の負担が軽減されます。

居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には認定証に記載している負担限度額とします。

対象者		区分 預金額等(夫婦の場合)	居住費		食費
			多床室	従来型 個室	
生活保護受給者		第1段階			
世帯全員 が市町村 民税 非課税	高齢福祉年金受給者	1,000(2,000)万円以下	0	380円	300円
	公的年金収入額+その他の合計 所得金額の合計が80万円以下	第2段階 650(1,650)万円以下	430円	480円	390円
	公的年金収入額+その他の合計 所得金額80超120万円以下	第3段階① 550(1,550)万円以下	430円	880円	650円
	公的年金収入額+その他の合計 所得金額の合計が120万円超	第3段階② 500(1,500)万円以下	430円	880円	1,360円
第1段階から第3段階以外の方		第4段階	915円	1,231円	1,700円

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：実費相当額（別途消費税要）

② 教養娯楽費

ご契約者への教養娯楽の提供に係る費用です。

利用料金：200円/日

③ 理髪・美容 利用料金：実費相当額

④ 貴重品の管理 100円/日

ご契約者の希望により貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長・生活相談員

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

⑤ 預かり金の管理 50円/日

ご契約者の希望により、預かり金管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：家族より毎月利用者に渡される現金

○保管管理者：施設長・生活相談員

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

- ・現金の引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行いません。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、必要に応じて契約者又はご家族に提示いたします。

⑥ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

ボランティア喫茶、美術、書道、音楽、園芸、手芸
(飲食代や材料代等の実費をいただくこともあります。)

⑦ 健康管理費

インフルエンザ予防接種に係る費用など。 実費相当額

⑧ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。 実費相当額
おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑨ 電気代

施設設備以外の電気製品の使用料金(1日1品目につき)

30円/日(例：携帯電話・電気シェーバー等) 60円/日(例：ラジカセ・扇風機等)

90円/日(例：テレビ・冷蔵庫等)

⑩ コピー代

複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。

⑪ 郵送代

ご入居者の住所地を施設に変更され、郵便物が施設へ届く方でお急ぎ等により郵送が必要となった場合は、実費をご負担いただきます。

⑫ 契約書第 19 条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る一日の料金

ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
多床室	7,169 円	7,919 円	8,702 円	9,452 円	10,192 円
従来型個室	7,485 円	8,235 円	9,018 円	9,768 円	10,508 円

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援 1 及び 2 と判定された場合

多床室 7,229 円 従来型個室 7,545 円

- ⑬ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 1 ヶ月前までにご説明します。